

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	不正受給者からの費用徴収		
根拠法令 及び条項	生活保護法第78条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 不実の申請や不正な手段により保護費を受け取ったときは、その受け取った額の全部または一部を徴収することとなる。 また、その額に最大40%を上乗せした金額を返還金として徴収することができる。		
処分基準 設定年月日	平成6年10月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 福祉課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。